様式第6号（第8条関係）

第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業費補助金変更交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金の変更交付について、次のとおり決定したので、丸亀市地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　対象団地の位置及び名称 |  |
| ３　補助金交付決定額 | 円  （変更前の額　　　　　　　　円）  （変更増減額　　　　　　　　円） |
| ４　事業完了の予定期日 | 年　　月　　日 |
| ５　交付条件 | (1)　この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。  (2)　この補助金は、丸亀市地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業費補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用しないこと。  (3)　丸亀市地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく各種書類は、定められた期日までに必ず提出すること。  (4)　次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること。  ア　事業内容を変更するとき。  イ　事業を中止し、又は廃止するとき。  ウ　事業が交付決定に付された期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難になったとき。  (5)　市長が必要である認めるときは、担当職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行わせること。  (6)　この補助金に係る文書については、管理期間経過後5年間保存すること。  (7)　丸亀市地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業費補助金交付要綱第16条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還すること。 |